

仙台市動物愛護行政の基本指針

基本的視点

人と動物の共生の推進

すべての市民が「動物は命あるもの」と認識し、
人と動物が共に健康に生きていけるまちをめざします。

市民協働の推進

すべての市民が動物愛護の精神を理解し、
地域の人々、市民ボランティア、関係団体、行政が協働で
動物愛護を実践できるまちをめざします。

施策の体系

I 適正な飼養の推進

1

飼い主のマナー向上対策

- (1) 犬猫の排泄物による生活環境悪化の防止対策
- (2) 犬の鳴き声による苦情対策
- (3) 犬による人身事故の防止対策

2

終生飼養の推進

- (1) 犬猫引き取り件数の削減
- (2) 収容動物の譲渡の促進
- (3) 個体識別措置の普及推進

3

未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策

- (1) 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策

4

動物取扱業者の責務の徹底

- (1) 動物取扱業者への指導・啓発
- (2) 自主管理意識の向上

5

特定動物飼い主の責務の徹底

- (1) 特定動物飼い主への指導
- (2) 特定動物の逸走時の対応

II 人と動物の良好な関係構築の推進

1

動物介在活動の普及推進

- (1) 動物介在活動の普及推進

2

飼い主のいない猫対策の推進

- (1) 飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策
- (2) 無責任な給餌によるトラブル防止対策
- (3) 地域猫活動への支援のあり方

3

災害時の動物愛護対策

- (1) 災害発生時の体制整備
- (2) 災害発生時の動物愛護対策の周知

III 人材の育成、市民との連携

1

市民ボランティアの育成

- (1) 動物愛護に関する市民ボランティアの育成
- (2) 専門的な動物介在活動ボランティアの育成

2

関係団体、市民、行政の連携

- (1) 市民、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、行政の役割
- (2) 市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、行政の連携

基本的視点に基づき、動物愛護にかかる背景を左のような体系に整理いたしました。「Ⅰ適正な飼養の推進」「Ⅱ人と動物の良好な関係構築の推進」「Ⅲ人材の育成、市民との連携」の3つの柱をもとに10の基本対策を展開いたしてまいります。

- Ⅰ 適正な飼養の推進**：飼い主の動物適正飼養やマナーの向上を図る施策、動物取扱業者の自主管理意識の向上を図る施策を推進します。また、飼い主、動物取扱業者の資質向上や市民がより動物を理解するための情報及び保護された動物に関する情報などを積極的に提供します。
- Ⅱ 人と動物の良好な関係構築の推進**：人と動物のふれあいが、動物に対する理解を深め、また、人の心身の健康のみならず、動物にも良好な影響を及ぼすといわれています。人が動物から受ける恩恵を充分認識し、人と動物の共生、動物介在活動を推進します。
- Ⅲ 人材の育成、市民との連携**：市民ボランティアなど、動物愛護推進の担い手の育成に努め、行政、飼い主はもとより、地域の人々、市民ボランティア、関係団体が互いに連携、協働できる体制を確立して、動物愛護に関する施策を推進します。

施策の推進

基本指針は、市民や関係者に、市政だより、ホームページ掲載、パンフレット等多くの媒体により周知を図ります。

また、この基本指針に基づいて動物愛護行政を推進するため、年度ごとにアクションプランを作成します。アクションプランは、関係団体、市民、行政が一体となって取組めるよう「仙台市動物愛護協議会」で意見交換を行って作成することとします。アクションプランの実施状況等についても「仙台市動物愛護協議会」において、点検評価を行い、効果的な取組を行っていきます。

お問合せは

仙台市健康福祉局保健衛生部生活衛生課

Tel 022-214-8205

Fax 022-214-8157

仙台市健康福祉局保健衛生部動物管理センター

Tel&Fax 022-258-1815



<http://www.city.sendai.jp/shizen/dobutsu/pet/>